

○福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会傍聴人要領

(傍聴の手続)

- 第1条 福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴を希望する者は原則として、検証委員会開催日の5日前（福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）に規定する休日は除く。）までに電子メールまたはファックスにより申し込むこととする。ただし、試行校の学校長を通して申し込む試行校の保護者、及び報道機関についてはこの限りでない。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増減することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、試行校の保護者を最優先し、次に市内の保護者を優先する。なお余りある時は、先着順により傍聴人を決定するものとする。
- 5 傍聴人には電子メール、ファックスまたは電話により連絡するものとし、傍聴人は当日、受付で氏名を告げたいで傍聴人名札の貸与を受け、校内ではこれを着用するものとする。
- 6 傍聴人が給食の試食を希望する場合はこれを認める。また、試食費用については傍聴人が負担するものとする。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 喫煙を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影及び録音)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

第5条 傍聴人は秘密会が開かれるとき、又は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成24年10月30日から施行する。